

松本市における 部活動地域移行の現状と方向性

松本市
松本市教育委員会

I まつチャレ創設の背景と経過

I まつチャレ創設の背景と経過

1 背景と経過

子どもの「やってみたい！」を応援するガクトまつもとプロジェクト（R4.11）

- ① 子どもたちが自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるような多様性に満ちた環境を整える
- ② 松本市教育大綱にある「子どもを主人公とし、その学びを地域社会全体で支えること」を理念とする
- ③ 地域のスポーツ・文化活動の環境を市民とともに整え、松本らしいカタチで部活動の地域移行を進める

公認クラブ制度の導入にあたり移行検討協議会委員から出た意見（R5.8）

- 文化系は認定クラブとすることが非常に難しいと思う。行政が認定すること = 一定の責任を負うことを意味する。
- 認定要件を厳しくしすぎると、今後、地域クラブを幅広く展開していく際の抑止力となってしまうのではないか。
- 安心安全を保護者に示すことは大事だと思う。ガバナンスコードの策定は大事だと思うが、作りやすさも必要だと思う。
- 団体の育成が着地点であれば、市が認定するのではなく、評価する方法にしたほうがよい。
- 県のフリースクールの認証制度も、認証方法、体制、時期、回数、不正が起きた際の対処法など、細かな部分まで検討し、行政が伴走者として進めている。市が認証してあげるといったニュアンスではなく、育てるといった感覚で進めることが大事だと思う。

I まつチャレ創設の背景と経過

2 方針

令和5年11月時点の政策方針

- ① 任意参加であるはずの部活動が実質的に義務化し、生徒にも教員にも過度な負担が生じている現状を是正すること
- ② 生徒の希望に応じた、多様で自由度の高いスポーツ・文化活動の場を整え、本来の任意性を取り戻すこと
- ③ 指導者は「熱心な教員」「既存の部活動指導員」「新規の外部人材」の3層を柱とし、新たなクラブ組織の指導体制を構築すること
- ④ 学校単位の枠組みを固定せず、クラブとしてより広く参加できる制度設計(財源の組み合わせ・指導者確保を含む)を考えること
- ⑤ 競技団体の動きに合わせてつつ、教育委員会が司令塔となり、関係機関と連携して移行を着実に進めること

行政による支援案

1 地域クラブへの支援案

1-1案 地域クラブ立ち上げ補助

◎地域クラブ活動を実施する運営団体に対し、**様々な用途に利用できる事業立ち上げ資金を補助**する

・ **1クラブ20万円**を上限に、事業立ち上げ資金を補助

・ 移行期間の令和7年度まで毎年支給。その場合、1年目は上限20万円、2年目は上限10万円と逡減し、自立的運営を促す

●メリット・デメリット

○移行期間のクラブ立ち上げを支援し**地域クラブ活動の実施団体が増える**ことで、**生徒に多様な選択肢を提供できる**

×補助したクラブが短期間で活動を中止してしまう可能性もある。保護者に支援が伝わりにくい

1-2案 地域クラブ指導者謝礼補助

◎多様な地域クラブ活動を想定し、最低限必要な共通経費として**指導者謝礼相当額を実績に応じて補助**する

・ 1クラブの補助上限額は1,300円×2人×3時間×52回=405,600円

・ 移行期間の令和7年度まで毎年支給。その場合、1年目は満額、2年目4/5、3年目3/5と逡減し、自立的運営を促す

●メリット・デメリット

○実績に応じた補助金支給となる

×用途が限定され、事業開始時のニーズと合致しない

1-3案 公共施設利用料の減免・優先予約

◎中学校施設や文化施設、社会教育施設の使用にあたり、**料金を減免し優先的に予約**を可能とする

・ 学校体育館・運動場（半日もしくはは夜間）310円、体育館照明（2時間）150～360円

●メリット・デメリット

○活動場所が確保され会場利用料が低減されることで、**安定的な活動**につながり、**保護者負担の軽減**になる

×学校施設以外では、現状でも予約多数で抽選となることから、優先予約は年代間の不公平さを生んでしまう

2 指導者への支援案

2-1案 指導者資格取得補助【R5モデル実施】

- ◎指導者資格取得資金の一部を補助し、専門性を有する指導者の増加を図る
 - ・陸上、ソフトテニス、バレーボールなど9種目の基礎的な資格を取得する指導者
 - ・一般と教員免許状取得者のそれぞれ30名程度を想定し、総額60万円程度を補助する
- メリット・デメリット
 - 資格取得者が増加し、指導者の専門性や安全管理能力が向上する
 - ×小額ではあるが、継続的な財政負担が発生

2-2案 プロスポーツクラブによるコーチ派遣

- ◎地域クラブに対し、プロスポーツクラブからコーチを派遣し、生徒がより専門的な指導を受けられる機会を創出する
 - ・サッカー、野球、バスケットボール、バレーボールのプロスポーツクラブに、市が謝礼を支払ってコーチを地域クラブに派遣
 - ・各種目で5回×2人の派遣機会を設け、指導を希望する地域クラブに派遣する場合、約45万円程度の事業費
- メリット・デメリット
 - プロスポーツクラブの指導を受けられることは、生徒にとっても地域クラブ指導者にとっても貴重な機会となる
 - ×小額ではあるが、継続的な財政負担が発生

2-3案 プロスポーツクラブによる研修会の開催

- ◎プロスポーツクラブのコーチ等を講師に招いて指導者研修会を開催し、より高いレベルの競技性・安全性を地域クラブ指導者が学ぶ
 - ・サッカー、野球、バスケットボール、バレーボールのプロスポーツクラブに、市が謝礼を支払い研修会を開催
 - ・各種目で1回の研修会を開催する場合、約5万円の事業費
- メリット・デメリット
 - より高いレベルの研修を受けられることで、指導者の質が向上し、地域クラブ活動の充実につながる
 - ×小額ではあるが、継続的な財政負担が発生

3 生徒・保護者への支援案

3-1案 就学援助制度の適用

- ◎就学援助費を受給する**生活困窮世帯に対し、地域クラブ活動参加費を支援**する
 - ・就学援助費制度の支給対象経費に、地域クラブ活動の会費を追加する
 - ・800人（就学援助費受給者数）×0.8（部活動参加率）×36,000円（3,000円×12か月）=23,040千円
- メリット・デメリット
 - 経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加を支援する
 - ×現行制度では学校部活動参加の経費は支給対象外のため、大きな制度見直しが必要となり、財政的影響が大きい

3-2案 全生徒への地域クラブ活動参加費支援

- ◎全生徒に、**地域クラブの会費に使えるクーポン券を配付**する
 - ・1回の参加に利用可能なクーポン券（500円×20枚）を配付。地域クラブは、クーポン券の回収枚数を報告し相当額を受給
 - ・6,000人（市内中学生）×0.8（部活動参加率）×10,000円（クーポン券）=48,000千円
 - ・就学援助費受給世帯だけに限定する方法もありうる
- メリット・デメリット
 - 保護者に支援が伝わりやすく活動参加につながる
 - ×永続的な支援になってしまい、財政負担が大きい。エリアによっては、利用できる地域クラブが周辺にない場合がある

3-3案 路線バス運賃の割引

- ◎地域クラブの活動場所までの移動支援として、**路線バス運賃を割引く**
 - ・地域クラブの所属を証明するものを提示すると、小人料金で乗車できる
 - ・タウンスニーカー6か月定期 通常料金39,460円 → 小人料金19,730円
- メリット・デメリット
 - 地域クラブ活動参加のための交通費負担を軽減するとともに、公共交通の利用者が増える
 - ×路線と時間帯が限られるため、利用する人数が少なく負担軽減の効果は限定的

1 必須事項

- ・ **市内在住もしくは鉢盛中の中学生が5人以上**
 - 学校部活動の教育的意義（集団のなかで人間関係を構築し責任感・連帯感を育む）を継承し、参加費で持続可能な活動とするため
- ・ **本拠地が松本市**
 - 他市からも参加できるか、メインは松本市とするため
- ・ **活動日数は、最低月3回程度。年36回以上**
 - 部活動と同程度とし本気のクラブを創設する。多すぎると創設を抑制してしまう
- ・ **指導者・参加者のスポーツ保険加入**
 - 国は「努める」とするが、市の登録クラブとして安全を担保するため、必須とする法人損害賠償保険（年21,000円）を必須とすると文化系クラブの創設を抑制してしまう
- ・ **市教委の研修受講を必須。年1回以上は参加**
 - 参加者の安心を確保するため、最低1回を必須とし、受講歴をHPに掲載する
- ・ 参加にあたり、セレクションを行わず、誰でも参加できること

2 検討事項

- ・ 種目の制限はなし
- ・ 法人損害賠償保険は推奨
- ・ **指導者資格は必須としない → 文化・レク種目は資格がないため**
- ・ 上記要件を満たせば、他年代の人や他市町村の中学生が何人いてもOK
- ・ **ハードルを下げ過ぎない方が良い。気軽にやられても困る。**
- ・ 各施設の利用料減免等については、**各施設の状況に応じて登録要件とは別に定める**

I まつチャレ創設の背景と経過

3 要件

まつチャレの登録要件

国や県のガイドラインに沿った活動であることを自己申告し、次の3つの書類を提出すること
(1) [クラブ規約](#)、(2) [運営方針](#)、(3) [活動計画](#)

創設支援補助金の要件

- (1) 市内に所在する学校教育法第1条に規定する中学校の生徒であって、市内に居住している生徒を5人以上受け入れていること。
- (2) 市内に主な活動場所があること。
- (3) 参加を希望する市内中学生の全てを受け入れること。
- (4) 長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針及び長野県地域クラブ活動推進ガイドラインに準拠して活動していること。
- (5) 週1回以上活動していること。
- (6) 指導者、参加者等が、活動中に生じた負傷、事故等を補償する保険に加入していること。
- (7) 大会、コンクール等への参加その他の活動の成果を発表する機会を設けていること。
- (8) 代表者及び指導者が、市が主催する指導者研修会を年1回以上受講すること。
- (9) 市が実施する部活動地域移行に関する取組みに積極的に協力すること。

I まつチャレ創設の背景と経過

3 要件

国のガイドラインの位置づけ

文部科学省が示している「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）は、法律や政令のような法的拘束力を持つものではない。全国の自治体や学校設置者が判断を行う際の基本的な考え方・方向性を示した指針という位置づけになる。

国のガイドラインとは？

子どもの健全な成長

安心・安全な活動環境の確保

教職員の過度な負担の解消

持続可能な活動体制の構築

部活動の地域移行を進める上で避けて通れない共通課題に対し、国としての整理と最低限の考え方を示したものである。

ガイドラインを踏まえた地域移行の進め方

自治体が地域移行を進めるにあたり、ガイドラインを「そのまま機械的に当てはめなければならない」という性格のものではないが、少なくとも、ガイドラインが示す趣旨や基本原則を十分に踏まえた上で、地域の実情に応じて制度設計を行っているかどうか問われることになる。

現行「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の主な要件 ①

子どもを中心に据えた基本原則

- 成長期にある中学生の心身の健全な発達を最優先とすること
- スポーツ・文化芸術活動を「勝利至上」や「過度な専門化」に偏らせず、生涯にわたり親しめる基盤づくりを重視
- 学校部活動が持ってきた教育的意義（人間関係形成、自己肯定感、責任感など）を地域クラブでも継承・発展させること

活動時間・休養日に関する基準（非常に重要な具体基準）

- 週2日以上 of 休養日を設定（平日：少なくとも1日、週末：少なくとも1日）
- 1日の活動時間の上限目安（平日：2時間程度、休日：3時間程度）
- 長期休業中も同様の考え方とし、オフシーズン（一定期間の休養）を設けること
※この基準は、学校部活動・地域クラブ活動の双方に「準拠」する形で示されています。

安全・安心の確保（最低限守るべき基準）

- 体罰・暴言・ハラスメントの根絶
- 事故防止・安全管理の徹底（施設点検、緊急時対応等）
- 指導者は、生徒の発達段階や個人差を踏まえた科学的・合理的な指導を行うこと
- 保険（傷害保険・賠償責任保険）への加入を前提とすること

指導者に関する基準

- 教員に限らず、地域の指導者・部活動指導員・外部人材の活用を前提
- 指導者の「量」だけでなく、資質・専門性・子ども理解を含めた質の確保を重視
- 教員が関わる場合も、本人の意思を尊重し、兼職兼業の整理を行うこと

現行「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の主な要件 ②

参加の考え方（任意性の明確化）

- 学校部活動・地域クラブ活動ともに、生徒の自主的・自発的参加が原則
- 強制加入を行わない
- 競技志向だけでなく、体験型、レクリエーション志向、複数種目・分野の経験など、多様なニーズに応じた活動の用意

運営・ガバナンスに関する基準（地域クラブ）

- 活動計画・休養日・会費等の透明性の確保
- 会費は、必要最小限かつ可能な限り低廉に設定
- 経済的事情によって参加できない子どもが生じないように、自治体による支援や配慮を行うこと
- 運営団体は、適切な会計処理・情報公開を行うこと

学校と地域の連携に関する基準

- 学校と地域クラブは完全に切り離すのではなく、情報共有・連携を前提とする
- 活動方針、スケジュール、生徒の状況について、関係者間で共有する仕組みを整える
- 「学校を含めた地域全体で子どもを育てる」という考え方を基本とする

まとめ

このガイドラインは、

「数値基準（活動時間・休養日）」 **「安全・人権配慮」** **「任意性・多様性」** **「運営の透明性」**
といった点について、最低限守るべき共通ルールと考え方を示したものであり、自治体はこれを踏まえつつ、地域の実情に応じて具体の仕組みを構築していくことが求められている。

I まつチャレ創設の背景と経過

4 範囲

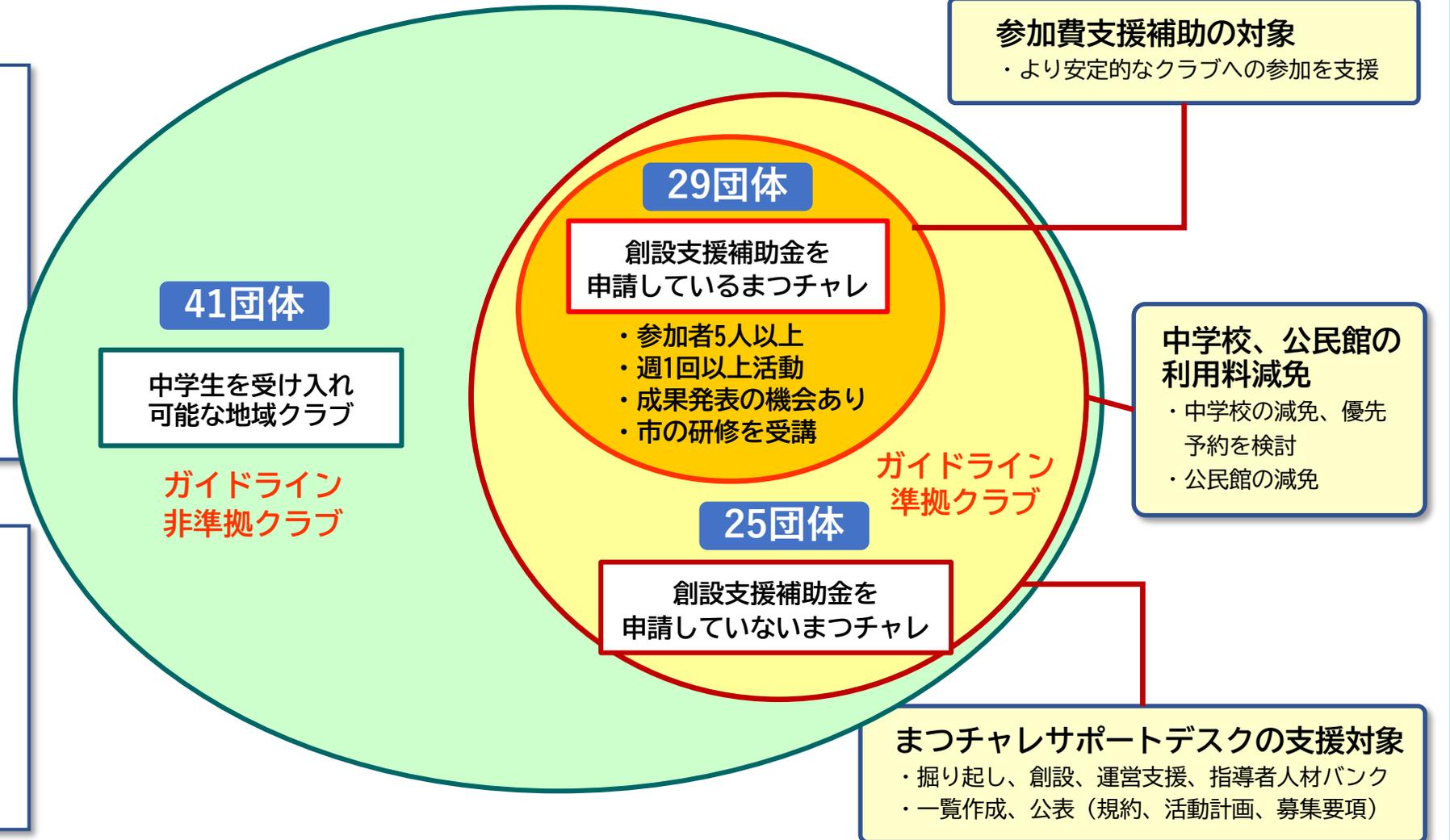
まつチャレの適用範囲

まつチャレ

- ・ガイドラインや、市の推進計画に準拠した活動をする団体
- 平日は週4日以内・2時間/日、休日は週1日以内・3時間/日で活動
- 規約や活動計画、活動方針等を策定
- 参加者や指導者が保険に加入

中学生を受け入れ可能な地域クラブ

- ・規約のない個人クラブ
- ・土日両日とも練習するクラブ
- ・セレクションのあるクラブ
- ・個人レッスンの教室



Ⅱ 部活動地域移行の現状と方向性

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

1 基本方針と目指す姿

基本方針

- (1) 国は令和8年度から「改革推進期間」を「改革実行期間」へと移行し、令和13年度までに休日の地域展開の完了を見据えている。本市においては、移行のゴールが不明確な状況が生徒に混乱を生じさせ、地域クラブの創設にも影響を与えることから、令和6年2月に策定した「松本市部活動地域移行推進計画」に基づいて、令和7年度までに休日の、令和8年度までに平日の地域移行を完了することを目指す。
※ただし、文化芸術活動のうち吹奏楽については、学校備品である楽器の取扱いや修繕費、新規購入費、校内のセキュリティ体制等、多くの課題が見られることから、地域移行後においても、引き続き検討を進めるものとする。
- (2) 受益者負担と公的負担の適切なバランスを図りつつ、財源の多様化および経済的支援を講じることにより、地域クラブの安定的な定着を図るものとする。

目指す姿

- ① 少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実すること
- ② 学校単位で行われてきた部活動を、学校も含めた地域全体で支え合いながら、部活動の教育的意義を継承・発展させ、生徒に多様で豊かな活動機会と新たな価値を創出すること
- ③ 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備をし、スポーツ・文化芸術による「まちづくり」を推進すること

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

2 これまでの進捗

地域クラブの設立状況

- ① まつチャレ（まつもと子どもチャレンジクラブ）
国や県のガイドラインに準じた活動を行う、松本市域で活動する地域クラブ（エンジョイ～ミドル層）
- ② 中学生が通えるスクール・民間クラブ
ガイドラインに準拠しない中学生の受け入れが可能な地域クラブ（ミドル～ハイレベル層）

学校

公民館

地域クラブ活動

体育館

民間
施設

レク志向
エンジョイ層

- ・ 地域の多様な団体が主体となって行われる活動
- ・ 市民体育館、公民館、学校体育施設など多様な場所で実施
- ・ 多世代・多種目な活動（引退なし）

競技志向
ハイレベル層

ミドル層

① まつチャレ

- ・ 国や県のガイドライン、市の指針に準拠した活動を行う市内で活動する地域クラブ
- ・ これまで部活動になかった競技・種目

54

団体

※R7. 12. 1現在

② 中学生が通えるスクール・民間クラブ

- ・ プロチームや企業などが運営・実施するスクール（スイミング、ダンススクール）
- ・ 民間クラブ（スポーツ少年団、シニア野球チーム）

41

団体

※R7. 12. 1現在

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

2 これまでの進捗

令和7年度の支援策

課題	支援策	内容	担当課	
地域クラブ	地域クラブ活動を開始するための初期費用	地域クラブ創設支援補助金（令和6年度～令和9年度）	<ul style="list-style-type: none"> 要件を満たした地域クラブに対し、活動開始時の諸費用として1年目に10万円、2年目に5万円を補助 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ事業推進課 文化振興課
	学校施設のセキュリティ	音楽室貸し出しに伴うセキュリティ対策（令和7年度～）	<ul style="list-style-type: none"> 主に吹奏楽や合唱が音楽室や教室を利用する際、正面玄関以外の出入口から入退室できるよう、警備回路の別系統化や立入禁止区域の間仕切りの設置を実施（実証事業） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課
指導者	指導者の質	公認スポーツ指導者資格取得推進（令和5年度～）	<ul style="list-style-type: none"> 指導者の専門性や安全管理能力の向上を図るため、公認スポーツ指導者資格の取得にかかる経費の一部を補助 受講料は1/2（上限2万円/人）、登録料は4年更新の場合1/8、1年更新の場合1/2（いずれも上限2,500円/人）を補助 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ事業推進課
		プロスポーツチーム指導者研修（令和6年度～）	<ul style="list-style-type: none"> 4種目のプロクラブのコーチ等を講師に招き、指導者研修会を開催 すべてのスポーツ・文化芸術活動の指導者を対象に、コンプライアンス等の共通研修（年4回）および競技別の技術指導研修（年4回）を開催 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ事業推進課
		スポーツ医学に基づいた指導者研修（令和7年度～）	<ul style="list-style-type: none"> 中学生期のケガ予防に関する知識を習得する研修を実施 スポーツ医学の専門家による研修を年2回開催 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ事業推進課
		教育的意義に関する研修（令和6年度～）	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が主催し、中学生との関わり方や安全管理に関する研修を開催 講師は学校支援室の指導主事が担当 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課
生徒・保護者	生活困窮世帯に対する参加支援	地域クラブ活動参加費補助金（令和6年度～）	<ul style="list-style-type: none"> 就学援助受給世帯に対し、国のガイドラインに準拠した地域クラブ「まつチャレ」への参加費の一部を補助 補助の上限は年間24,000円（月額2,000円×12か月） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育課
	競技力の向上	プロスポーツチーム派遣コーチング（令和6年度～）	<ul style="list-style-type: none"> 4種目のプロクラブのコーチが地域クラブ等で専門的な指導を実施 各種目5回、合計で年間20回開催予定 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ事業推進課
	相談窓口の設置	こころの鈴と連携した相談窓口（令和6年度～）	<ul style="list-style-type: none"> 市が設置する「こころの鈴」を相談窓口として周知 子どもの権利を侵害される時は、子どもの権利条約に基づく調査・支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> こども育成課

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

2 これまでの進捗

地域移行に関する広報

まつチャレサポートデスク

まつチャレに関するよくある質問(FAQ)

INFORMATION

- 2025年3月28日 まつチャレサポートデスク コールセンター終了のお知らせ
- 2025年1月30日 松本市学生スポーツ文化活動活動推進会の案内
- 2025年1月30日 「部活動の地域移行でまちに活力を」掲載のお知らせ
- 2024年12月12日 中学校部活動の地域移行 関係団体も開催します
- 2024年12月12日 普及担当委員の挨拶
- 2024年9月30日 福祉サイトを公開しました

まつチャレサポートデスクとは

国のガイドラインや部活動地域移行推進計画など、松本市としての取り組みをご確認ください。

学校活動及び様々なクラブ活動の
盛り上げに貢献するサポートデスク

選手地域クラブ活動推進ガイドライン
松本市学生スポーツ文化活動推進計画

松本市部活動地域移行推進計画

松本市ホームページへのリンク [まつチャレ](#) (まつと子どもチャレンジクラブ) にアクセス



松本市教育委員会note

キーワードやクリエイターで検索

みんなミラ

松本市教育委員会公式note

「学部」松本の特徴ある教育の実践や、学びのようす、子どもたちや先生の姿などを発信します！...五つとある

2 フォロワー 23 フォロワー

設定

ホーム マガジン 記事 月別 プロフィール

- 2つの学校に通える「松本デュアルスクール」
- 松本デュアルスクール ～泉川小中学校 校...
- 部活動の地域移行 交換行の行方
- 中學生・保護者の皆さま向け
- 指導者・協力者の皆さま向け
- 活動団体の皆さま向け
- まつチャレ通信
- お問い合わせ



松本市ホームページ

部活動の地域移行

部活動の地域移行

重要なお知らせ

2025年9月4日更新
自治会・部会等に案内しました

2025年8月25日更新
お問い合わせ先を掲載しました

2025年7月16日更新
入居による部活動実施のありか

更新日：2025年7月16日更新
● 掲載ページ変更

部活動の地域移行 交換行の行方

中學生・保護者の皆さま向け

指導者・協力者の皆さま向け

活動団体の皆さま向け

まつチャレ通信

お問い合わせ



まつチャレ通信 (毎月発行)

「部活動の地域移行に関する情報をお知らせします。」

まつチャレ通信

7

「部活動の地域移行に関する情報をお知らせします。」

まつチャレ通信

8



松本のシンカ【松本市公式チャンネル】

どうなる!? 送迎や会費は? 前編

部活動の地域移行

なぜ地域移行?

どうなる!? 種目の多様化 後編

部活動の地域移行

目指す姿 地域のつながり

移行スケジュール



II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

3 現状分析

令和6年度 部活動の地域クラブ活動への移行に係るアンケート調査結果

- ① 小学5・6年生
地域クラブ活動に望むこととして「楽しむことを大切にしてほしい」、「いじめなどがないようにしてほしい」、「自分なりのペースで進めていくことを尊重してほしい」と回答した割合が高い。
- ② 中学1・2年生
地域クラブ活動への加入に伴う心配として「どのくらいの費用（月謝）が掛かるか」、「指導者の指導方法が、厳しすぎたり、高圧的・威圧的など、適切なものでない可能性があること」、「家から活動場所まで通うこと（徒歩、自転車、車での送迎）ができるか」、「新しい仲間と関係を築くことができるか」と回答した割合が高い。
- ③ 保護者
地域クラブ活動への移行に伴って月謝が必要となる場合の許容できる金額は、小学5・6年生保護者においては平均約5,210円、中学生保護者においては平均約4,518円
- ④ 中学校教員
移行後の「休日」における地域クラブ活動の指導希望については、77.3%の教員が「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答。また、大会審判員等の運営者として協力することの可否についても、71.0%が「協力できない」「できれば協力したくない」と回答している。さらに、令和8年度以降の「平日」における指導については、81.6%の教員が「希望しない」「どちらかといえば希望しない」と回答

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

3 現状分析

部活動加入率の変遷

	中学生	加入者数		非加入者数	社会体育活動等に参加	
平成30年度	5,858人	4,626人 (79%)	運動	3,468人	1,232人 (21%)	717人 (14%)
			文化	1,158人		
令和6年度	5,645人	3,799人 (67%)	運動	2,807人	1,846人 (33%)	605人 (12%)
			文化	992人		

- ① 市全体で見ると、**おおむね中学生の約7割～8割が部活動に参加**しています。
- ② 一方で、家庭の事情や興味関心の不一致などから、**残りの2割～3割の生徒は部活動に所属していません**でした。
- ③ 部活動の地域移行が進められる前の平成30年度と令和6年度を比較すると、これまでも学校単位での活動では**「やりたい活動」に参加できていない生徒が一定数存在していた**ことが分かります。

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

3 現状分析

学校ごとの部活動加入状況（令和7年5月時点）

□ は部活動加入率が平均63.4%未満の学校

学年	清水中	鎌田中	丸ノ内中	旭町中	信明中	松島中	開成中	山辺中	高綱中	菅野中	筑摩野中	明善中	女鳥羽中	会田中	梓川中	波田中	安曇中	大野川中	奈川中	合計	加入率
1	90	105	51	77	42	84	66	74	62	79	140	40	71	9	84	69	1	3	2	1,149	63.4%
2	102	108	32	89	58	114	76	64	59	79	161	33	89	16	91	83	4	1	1	1,260	65.6%
3	69	110	36	73	51	103	46	73	81	84	174	52	55	11	71	103	2	0	1	1,195	65.9%
率	71%	70%	54%	77%	58%	65%	64%	72%	65%	59%	71%	56%	67%	59%	58%	62%	41%	57%	57%	3,604	65.0%

- ① 3年生の加入率は65.9%、2年生は65.6%、1年生は63.4%と、学年が下がるにつれて加入率が徐々に減少している傾向が見られます。
- ② 現在、171部活（スポーツ系130部、文化系41部）のうち、令和7年4月以降に8部活が廃部・活動停止となりました。令和7年9月時点のヒアリング調査によると、運動系の約3割の休日部活動が地域クラブに移行しています。令和7年11月（新人選終了後）からは、順次、休日部活動は活動を停止し、地域クラブに移行する見込みです。

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

3 現状分析

エリア別まつチャレ設置状況（令和7年10月時点）

◎は同一エリアに地域クラブが2団体以上、○は1団体、×は0団体を表す。**×の数で、設置状況をレベル（A・B・C）別に分類**
 特定のエリアでは活動種目に偏りが見られるため、今後はエリアごとにバランスよくクラブ団体の設立を促す必要があります。

エリア	A 北部 会田中・女鳥羽中 旭町中・丸ノ内中	C 中央 鎌田中・松島中 高綱中	C 東部 清水中・山辺中 開成中	B 南部 明善中・筑摩野中 信明中・菅野中	A+ 西部 波田中・梓川中 安曇中・奈川中・大野川中
サッカー	◎	◎	○	◎	◎
軟式野球	○	○	◎	◎	○（予定）
バスケ	◎	◎	◎	◎	◎
バレー（×：2）	×	◎	×	◎	○
ソフトテニス（×：3）	○	×	×	×	◎
卓球	◎	○	○	◎	◎
バドミントン	◎	—	◎	—	○
陸上競技（×：2）	◎	×	×	◎	○
剣道	◎	◎	◎	○	◎
吹奏楽	◎（予定）	◎（予定）	◎（予定）	◎（予定）	◎（予定）
合唱	○	○（予定）	○	○（予定）	○

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

3 現状分析

社会体育施設および学校施設の優先利用について

社会体育施設

区分	予約方式
専用利用	<ul style="list-style-type: none">・団体による貸切利用・上半期（4～10月）、下半期（11月～3月）に分けて年2回予約受付・優先順位による予約受付方式としている。（優先順位）<ol style="list-style-type: none">①全国規模大会②公共性が認められる事業（地区事業含む）③ローカル大会及びリーグ戦④抽選予約（市内団体）⑤一般予約（市内外を問わない）
個人利用	<ul style="list-style-type: none">・どなたでも可。ただし、貸切でなく譲り合って利用・当日の空き枠予約限定

使用料

- ・高校生以下は、通常の施設使用料の100分の50に相当する額で利用可（ただし設備等の使用料を除く）

学校施設

区分	予約方式
地区使用等	町会行事や社会教育、その他公共のために使用する申請者、当該地域校
登録団体 ※学校体育施設 を利用する団体	1団体につき1校のみ、2か月先まで優先予約
一般使用	ID発行した一般申請者、登録団体の予約後の空き施設

使用料

- ・登録団体及び地区使用等については、施設使用料を減免（ただし設備等の使用料を除く）
- ・一般使用は通常の使用料が発生

現状では、社会体育施設と学校施設とで、施設予約の方式が異なっているどの団体が、どの施設を優先的に予約できるかについては、現在検討中

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

3 現状分析

平日の地域クラブ（まつチャレ）活動時間

種目	チーム	曜日	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30
陸上	松本TFC	火水										
ラグビー	シャルマン・ラグビー	水金										
バレーボール	VC MAST	月金										
	VC WEST	月水金										
	VC松南VIVACE	月火										
バドミントン	チーム六等星	火										
	まつもと城東	水										
	山鳩	月金										
バスケットボール	すどう塾	水										
	S.B.C.	月火水金										
	SYP	月金										
	Always	水										
	Nove	水金										
	KITE	月水金										
	Red Phoenix	火金										
	DBX NEXT田川	月										
	DBX NEXT筑摩	金										
	DBX NEXT開智	木										
軟式野球	Up Rookies	金										
	Black Jokers	火金										
	鎌田少年 松本セントラル	月火水金										
卓球	MBC	火水金										
	あづみ野ジュニア	水										
サッカー	LINKS	水										
	すまいる	月水金										
	鎌田FC	月火水金										
	FC SURGE	月木										
	EYL FC	火水木										
	梓川FC JY	水										
	FC Matsumoto Central	火水金										
MEIZEN FC	火水金											
クライミング	FCシュロス松本	月水金										
ボクシング	エッジ アンド ソファージュ ア クライミング クラブ	木										
	松本ACEボクシングジ ム	月金										
ウエイトリフティン グ	長野トレーニングク ラブ	水										
剣道	梓川少年剣道教室	水										
合唱	なないち剣道相慶会	水金										
	波田合唱クラブ	水										
オーケストラ	まつもとジュニア室 内楽団	金										
麻雀	ニューロン子供麻雀教 室 松本	火木										

19時まで活動している団体は16団体、19時以降に活動している団体は26団体、平日に活動していない団体は12団体

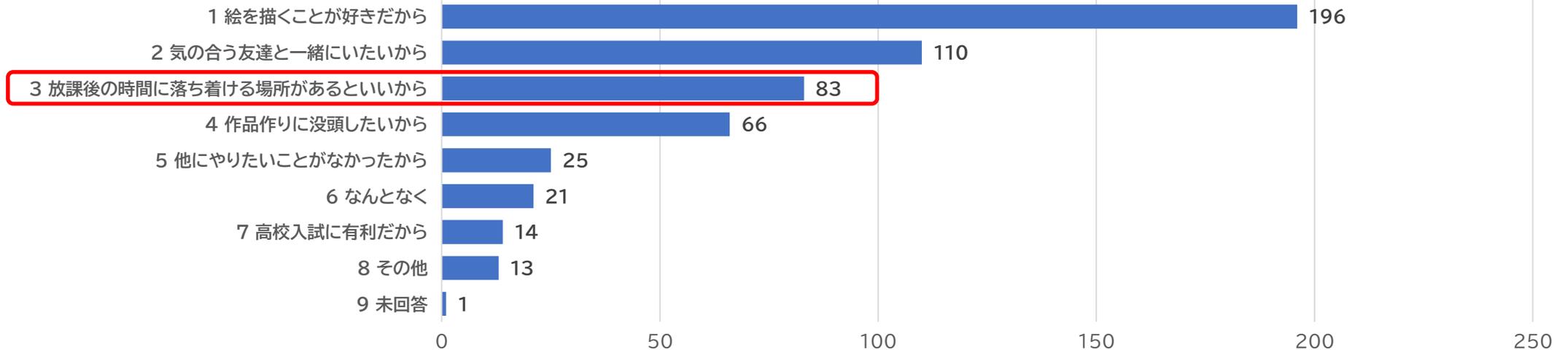
II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

3 現状分析

美術部員に対するアンケート調査（令和7年9月実施）

令和7年度 美術部加入部員数 **483名**（全ての部活動において2番目の加入数）

Q あなたが美術部を選んだ理由について教えてください。



Q 美術部で好きな時間、楽しいと感じるのはどんなときですか？

- ・学校に行きたくないときでも、美術部があるから行こうと思えた。美術部は自分の居場所だ。
- ・色塗りで光や影がうまく表現できたときや、技術を向上させるために考えながら制作しているとき。
- ・部員全員でステージバックに取り組んだり、おしゃべりしながら好きな絵を描く時が楽しい

生徒たちは美術活動を通じて「自分の居場所」や「自由に創作できる時間」を大切にしていることが判明

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

3 現状分析

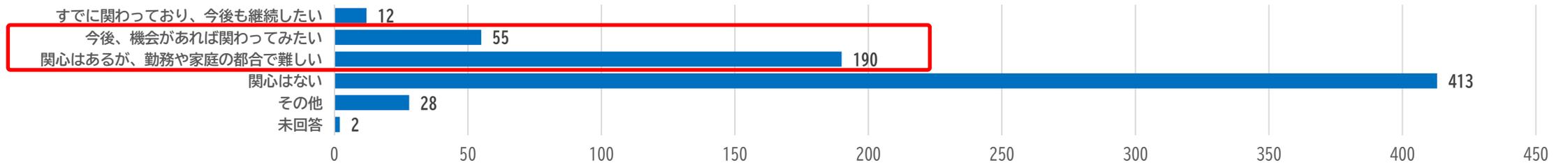
市職員に対するアンケート調査（令和7年9月実施）

地域クラブにおける指導者希望に関するアンケート調査を実施（回答者数：700名）

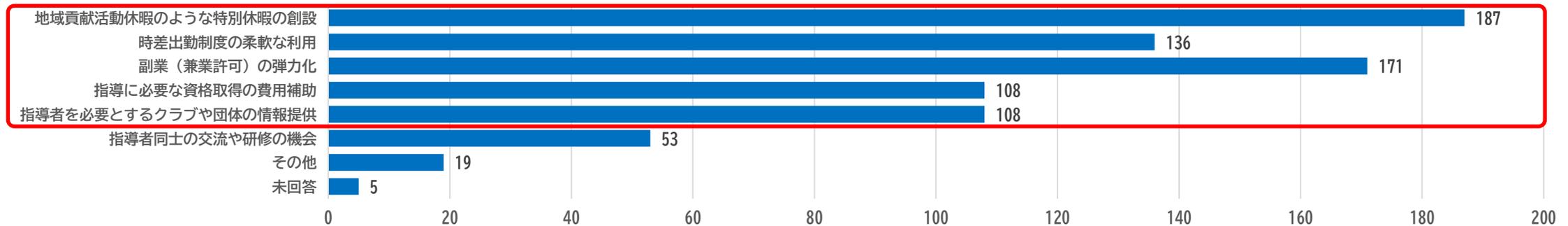
Q 現在、地域クラブ等で指導を行っていますか？

はい 13人（2%） いいえ 684人（98%）

Q 今後、地域クラブの指導者として関わることに興味はありますか？



Q 地域クラブの指導者として関わるにあたり、どのような支援や配慮があると望ましいと思いますか？



約6割は無関心層である一方、残りの3割は条件が整えば今後指導者となる可能性がある

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

4 今後の方向性 <放課後の居場所づくり>

放課後時間の新たな活用

→ 各学校の状況に応じて検討、判断

- 松本市では、**地域クラブ活動の整備**とあわせて、**学校の放課後時間の活用**にも新たな方向を示していきます。
- 各学校には今後、**放課後時間の在り方を検討**してもらい、必要に応じて**先生の勤務時間内**で、生徒たちが主体的に活動できる時間を設定します。

<放課後時間活用の一例>

- ・ 実施日：週2回程度
- ・ 活動時間：放課後の約1時間
- ・ 費用：無料（参加費なし）
- ・ 内容：生徒が自ら企画し、やりたい活動を自由に実行（例：美術、読書、軽運動、清掃活動、防災、けん玉、動画作成など）
- この取組みは、**地域クラブ活動とは別の柱**として位置づけ、生徒一人ひとりが「**自分で考え、動く力**」を育てることをねらいとしています。

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	5 時間目				
	6 時間目		帰りの会	6 時間目	
15:45	帰りの会	清掃	職員会	帰りの会	清掃
16:45	放課後活動	帰りの会	・ 専門 委員会等	放課後活動	帰りの会

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

4 今後の方向性 <送迎>

自転車の活用を推進

→ 自転車専用道路の整備、定期的に各学校で交通安全教室を実施

- <現 状> ● これまで、学校外のクラブ活動への参加は、一旦自宅に戻ってから自転車で移動するか、保護者の送迎が中心でした。しかし、部活動の地域移行に伴い、移動手段や送迎の負担に関する懸念の声が寄せられています。
- <方向性> ● 一部の自治体では、地域移行に伴い送迎用のバスやタクシーの運行を実施した例もありますが、本市では、活動場所が広域で活動時間も多様であることから、現時点で公的な送迎支援等は困難と考え、自転車の利用を推進します。
- <対 策> ● 自転車通学の要件は学校ごとに異なるため、最終的には学校の判断に委ねるものとしませんが、安全確保や責任分担の課題があることから、一定の条件を設けて運用を開始します。
- スポーツ安全保険や自転車保険への加入を義務付けます。
 - 各校で、自転車の乗り方教室や、地元自転車業者による自転車の整備点検等を実施します。

II 松本市における部活動地域移行の現状と方向性

4 今後の方向性 <指導者>

指導者の三類型

→ 指導者は有資格者のみならず、活動をサポート（見守り役）する人材も必要

	種類	主な特徴	どんな人材か	想定される役割	活用の場面・備考
①	専門指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・教員免許やコーチ資格（JSP0、日体協、音楽系など）を保有 ・専門分野の高度な指導が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・元中学校・高校の教員（部活顧問経験者） ・スポーツクラブの現役コーチ ・美術や音楽等の教員免許保持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術・表現指導の中核 ・練習計画作成、試合・発表会対応 ・保護者・外部連携窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイレベル～ミドル層向け地域クラブの中心指導者 ・報酬設定や契約が必要
②	経験指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・資格はないが競技・活動経験あり ・基礎的な技術やルールの指導が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の体育会や文化系クラブ出身者 ・地域スポーツ少年団元指導者 ・地域の大会経験者、趣味で続けている人など 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本練習の指導 ・クラブの技術指導補助 ・指導者のサポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミドル～エンジョイ層地域クラブでの補助指導者 ・複数人配置も効果的
③	支援協力者 （クラブサポーター）	<ul style="list-style-type: none"> ・資格・経験は問わないが子どもと関わりたい思いのある人材 ・活動運営支援や見守りが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員 ・地域住民（保護者・祖父母世代） ・大学生ボランティア ・保護者、民生委員など 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動時の安全確保 ・用具や施設の状態管理 ・活動記録補助や声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジョイ層地域クラブを中心に幅広く活躍 ・多様な支援で活動の継続性を支える

Ⅲ 国の動向

Ⅲ 国の動向

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(案)の概要(主な内容)

<p>改革の理念等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ●障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出 		
<p>改革期間</p>	<p>令和5年度～7年度 「改革推進期間」</p>	<p>令和8年度～10年度 「改革実行期間」(前期)</p>	<p>令和11年度～13年度 「改革実行期間」(後期)</p>
<p>取組方針</p>	<p>休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 (中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進)</p> <p>平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進(まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証)</p> <p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>		
<p>認定制度</p>	<p>競技力向上を主目的としたチームやスクール等との区別や質の担保等のため、国が定めた要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築</p> <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援(財政支援、学校施設の優先利用等)、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p>【主な要件】 活動時間(平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内) / 休養日(週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか) / 低廉な参加費 / 指導体制(日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等) / 安全確保 / 学校等との連携</p>		
<p>地域展開の円滑な推進に当たっての対応</p>	<p>推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 民間企業・大学・関係団体等との連携等</p> <p>各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理</p> <p>ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等(体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等) / 生徒のクラブ運営等への参画(生徒同士の話し合いなど)</p>		
<p>部活動の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な運営のための体制整備(部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等) ●適切な指導・安全安心の確保(暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等) ●適切な活動時間・休養日の設定 ●生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備 		
<p>大会等の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒の参加機会確保(地域クラブ活動等の参加促進等) ●大会への引率や運営に係る体制整備(教師以外の関係者の参画促進等) ●生徒の安全確保(熱中症対策等) ●大会等の在り方の見直し(多様なニーズを踏まえた大会の開催等) 		
<p>関連制度</p>	<p>希望する教師の兼職兼業の円滑化(中学校教師だけでなく小学校教師(体育専科等)や高校・特別支援学校の教師等を含む)、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど</p>		

Ⅲ 国の動向

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示した認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示した認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
- ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴言・暴力・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教職員の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加 等

<認定地域クラブの今後>

- ・今後、中体連の参加基準として「認定地域クラブ」が条件になる可能性がある
- ・県の施設等の貸出の際にも減免の目安になる可能性がある

<10/10 協議会委員の意見>

- ・認定を受けるための負担は大きいのに、認定を受けるメリットが感じられない
- ・認定には長所・短所がある
ハードルが低い方が、クラブを立ち上げてみようと思うのではないか
- ・一方で、ハードルを下げれば、様々な団体が参入して、トラブルや問題も発生する

IV 課題

1 当面の主な課題

- ① 多様な活動を担保するため、市内すべてのエリアにおける地域クラブ創出の在り方
- ② まつチャレへの登録要件の設定の在り方
- ③ 活動の財政支援の内容と支援する範囲及び財源の確保
- ④ 学校施設の優先予約の在り方
- ⑤ 平日指導者の確保